

## 法令解説

# 「連結キャッシュ・フロー計算書等の作成基準」の一部改正」等の公表に伴う財務諸表等規則等の改正について

金融庁企画市場局企業開示課 課長補佐 **鹿子木慎亮**  
金融庁企画市場局企業開示課 専門官 **七海健太郎**  
金融庁企画市場局企業開示課 係長 **沖本吉輝**

## I はじめに

2024年（令和6年）2月19日に「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令」（令和6年内閣府令第14号）（以下、「改正府令」という）が公布・施行された。

本改正府令は、2023年（令和5年）11月17日付けで企業会計基準委員会（ASBJ）から公表された企業会計基準第32号「連結キャッシュ・フロー計算書等の作成基準」の一部改正」及び実務対応報告第45号「資金決済法における特定の電子決済手段の会計処理及び開示に関する当面の取扱い」（以下、あわせて「会計基準等」という）を踏まえ、次の規則（以下、あわせて「財規等」という）について、所要の改正を行うものである。

- 財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則
- 中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則
- 四半期財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則
- 連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に關

する規則

- 中間連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則
- 四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則

本稿は、改正府令の主な内容について解説を行うものであるが、意見にわたる部分については、筆者らの私見であることをあらかじめ申し添えておく。

## II 改正の経緯・概要

2022年6月の改正資金決済法の成立により、いわゆるステーブルコインのうち、法定通貨の価値と連動した価格で発行され券面額と同額で払戻しを約束するもの及びこれに準ずる性質を有するものが新たに「電子決済手段」と定義された。

これを受け、2023年（令和5年）11月17日、ASBJは、「資金決済に関する法律」（平成21年法律第59号。以下「資金決済法」という）上の「電子決済手段」の発行・保有等に係る会計上の取扱いについて示すため、会計基準等を公表した。会計基準等では、資金決済法第2条第5項第1号から第4号までに規定される電子決